

# 平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

別添資料 2

- 幼児教育無償化に向けた取組(低所得者世帯への支援)として、1号認定子どもの第2階層に係る国が定める水準については、昨年5月末に提示したイメージから一層の軽減(9,100円→3,000円)を図ることとなった(平成27年4月施行)。
- その結果、平成27年度予算案に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおりとなる。

## 教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	<del>9,100円</del> → 3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

## 保育認定の子ども

### (2号認定：満3歳以上)

### (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

※ 小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ ただし、給付単価を限度とする。

※ なお、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

※ 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。

※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ ただし、給付単価を限度とする。

- また、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減とする。

# 特定教育・保育施設等の利用者負担に係る留意事項

- 政府予算案の幼児教育無償化に向けた取組(低所得者世帯への支援)を反映し、国の利用者負担基準額が実質的に決まった(注1)ことを受け、各市町村におかれては、
  - ・市町村の定める利用者負担額の設定
  - ・住民・事業者等への周知・広報
  - ・必要な規則等(注2)の制定・改正
  - ・予算(新制度の施設型給付費及び就園奨励費補助事業)の確保等を進めていただきたい。
  - (注1)最終的には子ども・子育て支援法施行令で制定。
  - (注2)公立の認定こども園・幼稚園について、実際に保護者が負担する利用者負担額を条例に定める取扱いとする市町村においては、当該条例の改正等が必要となることに留意。
- 特に、住民・事業者等へ利用者負担見込み額が未だに提示できていない市町村におかれては、政府予算案の決定を受け、速やかに設定いただくようお願いしたい。特に、認定こども園と幼稚園については、利用者負担を施設が直接保護者から徴収することとなるため、混乱を生じないように、速やかな対応をお願いしたい。
- 今般の国基準案の変更については、幼児教育無償化に向けた取組として、予算編成過程で対象範囲や内容を調整する事項要求とされていたことから、各市町村に事前に情報提供できませんでしたが、適切に実施いただくよう、重ねてお願いする。